

		60歳未満	60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する方
所得たの給与全部が収入勤等で	給与収入	収入 130万未満／年（108,334円未満／月）	収入 180万未満／年（150,000円未満／月）
	事業所得	所得 130万未満／年	所得 180万未満／年
	年金	収入 130万未満／年（108,334円未満／月）	収入 180万未満／年（150,000円未満／月）
	退職所得	所得に含まない	
給所得の収入全部が	利子所得 配当所得	収入 130万未満／年	収入 180万未満／年
	不動産所得 山林所得	所得 130万未満／年	所得 180万未満／年
	譲渡所得 一時所得	所得に含まない	
給与収入等 + 給与収入等以外		合計額 130万未満／年	合計額 180万未満／年
事業所得等の必要経費		<p>所得税法の認定額とするが、この認定額が下記算出額を上回る場合は、下記算出額を必要経費とする。</p> <p>① 確定申告書類上、仕入れ金額が計上されている職業 収入 × 85%</p> <p>② 上記以外の職業（※塾経営、社会保険労務士等） 収入 × 40% ※職業は例として記載</p> <p>※ 自営業者等の扶養認定について、使用人を利用している方は被扶養者として認定できません。</p> <p>※ 法人化し事業を行っている場合は被扶養者として認定できません。</p>	
別居扶養親族の最低送金額		被扶養者の月額収入を超える金額の送金が必要（最低月額 5万円／人）※送金の事実を証明する添付書類が必要（手渡し・通帳の写し不可）	
年の途中で年額基準を超えた場合		年額基準を超えた月の1日で扶養削除とする	
結 婚		2か月以内に届出があれば、入籍日に遡り資格取得日とする。	
出 産		出生日＝資格取得日	
離 職		離職日を証明できる証明書の届出が離職日の2ヶ月以内であれば、喪失日に遡り資格取得日とする。	
扶養されていた被保険者の死亡による扶養異動		2か月以内に届出があれば、被保険者であった者の死亡日翌日まで遡り資格取得日とする。	

◆不明のときは、健康保険組合にお問い合わせください。 ◆上記中の収入と所得の関係は、所得＝収入－必要経費です。

◆事由発生から2か月以内に届け出があれば事由発生日に遡り、被扶養者として認定します。